

中央公園体育館の使用料 について



1. 使用料設定の考え方

中央公園
体育館

全面2時間あたり

「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」

維持管理運営等に要する費用を広くご利用の皆さままで分かち合い。

有料施設を新規に建設し、開設と同時に使用料を設定する場合



かかる経費の見込み額で算定

原価計算すると.....

原価計算
14,180円

利用者の負担緩和を考慮し、現行料金の1.5倍.....

新使用料
2,870円

2. 利用者の負担緩和

中央公園
体育館

全面2時間あたり

「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」

原価計算
14,180円

現行使用料
1,880円

新使用料
2,870円

$$\begin{aligned} & (940\text{円} \times 2\text{時間}) \times 1.5\text{倍} \div 1.08 \times 1.10 = 2,870\text{円} \text{ (10円未満切り捨て)} \\ & = 1,880\text{円} \qquad \qquad \qquad \text{(消費税8\%)} \text{ (消費税10\%)} \end{aligned}$$

3. 中央公園体育館の利用料金について

① 全面使用料

(単位:円)

時間 区分	午前7時から 午前9時まで	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午後9時から 午後10時まで
高校生 以下	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
一般	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870

② 部分使用料

(単位:円)

区分	金額(2時間)		
	1/2面	1/3面	個人
高校生以下	710	470	120
一般	1,430	950	250

※ 2/3面は、1/3面の倍の金額です。